

泉州国賠つうしん

6



21

岐阜刑務所内での本人尋問報告

高野浩一

二〇一五年三月三日（火）午後
二時から、岐阜刑務所内の会議室
において、泉水さんの本人尋問が
実施されました。

たが、刑務所側は施設管理の問題
を盾にとり、弁護士のみの同席と
なつたのでした。

次に、非親族との面会です。

両弁護士としては、

簡単にこれまでの経緯をまとめ
ると、昨年の一二回口頭弁論の
際、私たちは証人申請（当事者尋
問）をしました。

対象者は、浦寛美前岐阜刑務所
長、泉水博、獄外原告五名（戸平
和夫・水田ふう・山中幸男・渡邊
亜人・舟橋寛延）の計七名です。

そのうち、裁判所は浦前刑務所
長については却下し、泉水さんの
尋問を採用。獄外メンバーは泉水
さんの尋問をふまえて検討する、
という判断でした。

その後、泉水さんの尋問場所を
めぐり、岐阜地裁か、岐阜刑務所
かというやりとりがあり、更に岐
阜刑務所の場合、他の原告も同席
できるか、という問題になりまし

①被告側は泉水さんと日本赤軍の
関係を言い立てているので、こ
の点について明らかにする。

②非親族との面会がどのように泉
水さんにとつて益のあるもので
あつたかを展開する。
日本赤軍との関係については、
あつたかを展開する。

①持病の痔の治療を受けたり、一
緒に行動する中で義理を感じた
が、それは充分に返したと思
う。

②もともとハイジャックなど暴力
的な手法には賛成でなかつた
し、正直、革命の理論などは難
しきすぎた。

③重信さんの逮捕後、日本赤軍は
解散宣言しているので、もはや
士があえて「それは人質をとるこ

自分は日本赤軍のメンバーでは
ない、と認識している。

という心境が語られました。

今も由井神父は身柄引受人とし
て定期的に面会をされている訳で
す。では、由井さんだけではダメ
ですか、獄外原告たちと面会する
たつても外に出られない。「それ
では面会でつながった人々に恩返
しができない。早く外に出てい
返しをしたい」と話されたそろで
す。

(1)新法になつて色々な人々と会う
ことで考え方、生き方が変わ
ってきた。
(2)面会にくる一人一人は皆、個性
がある。そういう個々のコ
ミュニケーションによつて考え
も変わつた。
ということです。

これは泉水さんの本当の気持ち
であるし、①日本赤軍の関係と②
新法による非親族の面会の意味が
連動しています。尋問に際して
は、泉水さんの気持ちをそのまま
出してもらつたらいいということ
に。

中で行なつています。その点につ
いて、打ち合わせの際、安田弁護
士があえて「それは人質をとるこ
そして本番です。

泉水さんの様子は、大変落ち着

本人尋問裁判所記録——泉水 博

——だから、その後、新しく新法が施行された後。

——那样的人たちと面会をしたり、手紙のやり取りをするようになったのは、この裁判で甲第1号証ということで提出している松下龍一さんが泉水さんについて書かれた本を読んだ方が、そういう形で新たに面会に来たり、手紙を出したりするようになつたということでしょうか。

泉水 はい、あります。

——ところで、その新法が施行された後、その頃ですけども、面会の条件つていうんですかね、できるようになつて後ですけども、月何回とか、一日何回というようなその条件はどうだつたんでしょうか。

泉水 当時は、既に自分は3類だつたんで、月三回、それから一日一回ですね。

——この岐阜刑務所では、当時一日に二回面会ができるという連続面会というようなこともあつたんでしょうか。

泉水 はい、ありました。

——その場合でも、それは連続で面会すると二回とカウントされるということですか。

泉水 はい、そうです。

——面会をする方について、刑務所が許可を

するかどうかに当たつては、あらかじめ泉水さんのほうで誰と面会をしたいかという、そういうリストのようなものを出しておられたんでしょうか。

泉水 はい、そうです。

——そうすると、刑務所のほうでは、そのリスト載っている名前の方が面会に来たときに、その場で許可するかどうかを刑務所が判断をすることですか。

泉水 はい、そうです。

——そのリストというのは、あなたに面会をしたいという希望があつた場合には、また追加で名前を刑務所のほうに出されるんですけども、月何回とか、一日何回というようなのがあつたんでしょうか。

泉水 ええ、その都度新しい人は自分のほうで申請します。

——それで、例えは先ほど同じ日に一回しか原則面会できないということなんですが、同じ日に別々の人が、別々のところから面会に来るということが事前に分つたような場合に、泉水さんのほうではそれについて何か御本人のほうに重複するので日をかえてほしいとか、そういう連絡をすることは可能だつたんでしょうか。

泉水 手紙がもし来るつていう方の日にちが早く分つて、自分が手紙を出せて間に合う場

合は、そういうことが一、二度ありましたけれども、大概面会する日にちが近かつたもんへ連絡するつていうことは、余りありませんでした。できないという状態でした。

——当時、信書の発信についても回数制限がありました。

泉水 月に五回の発信だったですね。

——何回ぐらいだつたんですか。

泉水 月に五回の発信だったんでしょうか。

——発信できる曜日とか、そういうことも何か制限があつたんでしょうか。

泉水 はい、現在とこつちやになつて、ちょっとつきりしたのは分らないんですけども、指定されていた曜日というのがあつて、その曜日に出すようになつてました。

——そうすると、やはり面会の日が近い場合には、もう発信 자체が間に合わないということがあり得たわけですかね。

泉水 はい。発信のほうを例えれば月の前半に五回使つてしまつて、既に回数がないという場合もありますし、それから日が迫つて、出しても、ここで出すと発信したその日から、発信した翌日に当所のほうで、ポストへ投函という形になるので、本人のところにつくのは、大概三日目になります。

——いろいろ助けていただけるというようなことを面会の中でも話し合つたことあるし、そういう意味での頼りになる方々といふ思ひはありました。

——泉水さんとしては、それをきっかけに、御自分が仮釈放でこの刑務所から出所するというようなことを具体的に考えられるようになつたということになりますか。

泉水 はい、そうです。

——泉水さんとしては、そういうその迎水会に入れられるようになつて、何かそれまでと心境的に変わつたことというのはあつたんでしょうか。

泉水 ええ。一つは、大変助かりましたし、助かったというのは、先ほど言いましたように、面会人が当日ダブつてしまつたり、それからどうしても会うことができないというような状況が來ても、いきなりのあれができるなかつたんで、自分のほうでは手当てができるなかつたので、それについていろいろお世話をになつたつていうことで、それは助かりました。それから、自分自身が面会がそれまでは全くなかつたので、非常に……いろいろ励ましていたり、それから将来的に仮釈放についていたり、それから将来的

原告代理人・安田好弘

——(甲1号証を示す)これ、松下さんがお書きになつたやつなんですが、この一六三ページにこう書いあるんですね。「泉水は第一審本人尋問の最後に、安田弁護士から『(日本赤軍の)メンバーであることに後悔はありません』と躊躇なく答えている。『誇りを感じているんですか』と更に問い合わせられて、泉水はきつぱりとした返事で『はい』と応じている」と書いてあるんですが、こういう事実はあつたんでしょうか。

泉水 ありました。

——これは、あなたの旅券法違反のときの第一審の裁判のときになるんですけども、この中を知らない、長い間まるで知らない状況な

——その後、その後、田中さんを中心いて、何か迎うのは、誰だつたんでしょうか。

泉水 田中さんという方です。

——最初にそういう調整をしてくれた方といふのは、誰だつたんでしょうか。

泉水 ええ、その後、田中さんを中心いて、何か迎水会と呼ばれている岐阜に泉水さんを迎える

——この会については泉水さんはどのように認識していますか。どういう会であると認識していましましたか。

泉水 詳しくは自分のほうは聞いていなかつたんですけど、大体何回か面会して、伺つてうちに、自分を岐阜のほうへ迎えたいと仮釈放後、自分のほうで迎えて援助したいといふ人たちの集りというか、そういう会をつくりましたということで、それは伺いました。

——その頃には、もう身柄引受人というの

6
の話から推察すると、泉水さんは当時、自分は日本赤軍のメンバーだというふうに思つてらつしやつたのですか。

泉水 はい。

— (乙第49号証を示す) これ見ますと、泉水さんが岐阜の刑務所に移管されたもうすぐのときの話だと思いますね。

泉水 はい。

— 日本赤軍のメンバーというふうにあなたのことが記名してあって、その次なんですが、「現時点では、日本赤軍から退会する意思はない」と書いてあるんです。泉水さんは、そのようにおっしゃった記憶がありますか。

泉水 はい。そう聞かれて、そのとおり、そういう意思是ありましたと答えました。

— そうすると、この時期においても、あなたは日本赤軍のメンバーだと。そして、しかも退会する意思はないという考え方だつたんですか。

泉水 はい、そうです。

— ここでは、取りあえず永久とは書いてなくて、現時点ではというふうに含みを持たせてあるんですね。

泉水 はい。

— やはり、あなたの意思では、そういう意

本人尋問裁判所記録——泉水 博

— これは、このとおりなんですか。
泉水 はい、間違いありません。
— 奪還すると、あるいは奪還されるというようなことには、あなたは賛同してなかつたんですね。

泉水 はい。

— 奪還されるんじやなくて、人質と交換に來たということなんですか。

泉水 はい、そうです。

— 助けるためにつてことですか。

泉水 はい。

— その後なんですが、「そして私たちの活動に批判的であり、殺しやたたき(強盗)が革命の名で正当化されるのはおかしい」と主張していました。と。これ、あなたは記憶がありますか。

泉水 はい。すぐではないんですけど、しばらくして日本赤軍のまだもちろんメンバーになる前のことなんですけども、その時点でいわゆる学習会とか、総括、自己批判の会とか、そういう機会があつて、それに出席したときに、そういうことを自分は言つてしましました。

— しかし、そういうふうに日本赤軍の活動に対して批判的であり、そして思想が理解できなかつて、しかし裁判では自分は日本赤軍

のメンバーだとおっしゃたわけですね。

泉水 はい。

— それは、どうしてなんでしょうか。

泉水 ……

— あるいは、メンバーに入られたと伺つていいんでしょうか。それは、どうしてなんでしょうか。

泉水 まず、自分は奪還されまして、されて当然飛行機、自分は交換されてから、人質の人たちが残つてゐるそこに、同じ飛行機に移つてから、すぐにもう移つたその時点でリーダーに会いたいと。ほいで、そういう要請もしたし、それからリーダーに直接、ちょっと時間が後になりますけれども、ダッカを立てから、そのリーダーといわれる人にも会つて、それで自分も奪還に応じたというか、そこへ行つた目的、今言われたように、自分は人質の人たちを助けるために来たんだということを話して、したがつて自分の身柄はあなたたちに預けるから、それはあとは飽くまでも人質の解放を優先してほしいということを話しました。

— そうすると、まだ日本赤軍にシンパシーを抱いたわけでもないですね。

泉水 その時点では、ええ。

— でも、どうして日本赤軍のメンバーにな

思だつたんですか。

泉水 はい、そうです。

— (甲第32号証を示す) しかし、あなたの陳述書を見ますと、甲第32号証の三六ページ見てくださいね。これは、あなたのおっしゃつたことを私どもがまとめておつけられども、日本赤軍についてといふことで、「日本赤軍の思想に賛同してゐるわけではない。」

— というふうに書いてあるんですね。これは、あなたが先ほどおっしゃつた、私は日本赤軍であつたことを私どもももともとそういうのメンバーであると、それから日本赤軍を退出するつもりは当面ないということと矛盾しませんか。

泉水 自分自身は、思想つていうか、そういうことは。いわゆる勉強会とか、そういうのがあつたですから、それの中でいろいろ教えられたりしたんですけども、もともとそういうあれがないもんですから、下地が。それもあるし、したがつてよく分りません。そういう意味でやつぱり思想的に賛同してるとかいわれもなかつたのは事実です。

— 日本赤軍といふと、私どもの知る限りでは、世界革命をする、日本の革命をする、しかも革命といつても、武力で革命をするということを目的としてたように伺つてゐるんですけども、そういうことが分からなかつたと

おっしゃるわけですか。あるいは、理解できなかつたとおっしゃるんですか。

泉水 いや、そういう……いわゆるハイジャックして自分は行つたわけですから、されど、ほいで、そういう活動をしてるっていうのは知つてました。行つてから分りました、行く段階で。それ以前は、全く日本赤軍自身のことを、当時旭川刑務所にいたんですけども、

千葉刑務所と同じように、そういう知る機会があつたが先ほどおっしゃつた、私は日本赤軍のメンバーであると、それから日本赤軍を退出するつもりは当面ないということと矛盾しませんか。

— それで、現地に行かれて、日本赤軍の人からいろいろと話を聞いたけども、賛同はできなかつたということなんですか。

泉水 ……

— その思想には、ここに書いてあるのは、なんですが、この一ページ目を見ますと、あなたのことが書いてありますて、あなたは飽くまでも人質になつた人たちの命を助けるために來たという立場を表明されたというようことが書いてあるんですね。

泉水 はい。

— (甲第23号証を示す) 戸平さんの陳述書なんですが、この一ページ目を見ますと、あなたのことが書いてありますて、あなたは飽くまでも人質になつた人たちの命を助けるために來たという立場を表明されたというようことが書いてあるんですね。

泉水 はい。

— その思想には、ここに書いてあるのは、なんですが、この一ページ目を見ますと、あなたのことが書いてありますて、あなたは飽くまでも人質になつた人たちの命を助けるために來たという立場を表明されたというようことが書いてあるんですね。

泉水 はい。

— その時点では、その以降、私自身のいわゆる一言で言つてしまふと、当たり前の人に聞いていうか、人として扱つてくれたといふ、そういうことがずっと続きました。それで、自分はたまたま刑務所の中から痔が悪く寝込むような状況であつたんですけども、その痔の悪い状態が向こうですぐ出来まして、やつぱり寝込んでたんですけども、その時点で手術をして治してくれるというようなこともあつたし、もちろん、いろいろ世話になりました。それと、一つは反発するつていうよですね。それと、例え自分が行つたことのいきさつは、国は全部知つてゐるわけですね。はつきりいやあ、もう法務省の方に会つたときに全部話をしたし、自分は奪還に応じるつつても、人質の身代わりになつていくんだからといふことは、最初からそういうふうに話してました。それに對して、向こうへ行つてしまふとしてから自分が見た日本の新聞だとか、週刊誌とか、そういう機会がありました。それを見るともう全く別個のことが書かれてあつたと。それに対する反発といふか、そういうものがあつたんで。

——あなたとしては、人質にとられた人がいて、自分の身と引換えならば行つてあげようと、助けに行つたわけですか。

泉水 自分ではそうです。

——実際にあなたに接した刑務官の人たちは、あなたに助けてやつてくれということを依頼したんですか。

泉水 いや、依頼は受けませんでした。

——しかし、あなた自身の判断だったんですね。

泉水 はい、そうです。

——そういうあなたの考えであることはよく知つてたわけですね、刑務官の人たちは。

泉水 はい。

——検察官もそうですか。

泉水 検察官だというふうにして会つてはないんですけども、検察の方だというふうに、一緒に行つた連中、奪還された連中から聞いたらしくしてましたから。

——そういう身代わりになつていつたにもかかわらず、逆に逃げたというふうに言われてしまつたんですね。

泉水 はい、そうです。

——それにに対する反発もあつたんですね。

泉水 はい。

——先ほどだと、話でいうと、世話になつ

本人尋問裁判所記録——泉水 博

泉水 ええ。新聞で読んだり、テレビ、ラジオで聞いて知つてます。

——解散する前で結構ですけど、岐阜刑務所に来て、自分は日本赤軍のメンバーだと自負しておられたんだと思うんですが、もうメンバーをやめようというふうに思われたことはありますか。

——そうすると、解散と同時にメンバーでないということだとおつしやつてらつしやるんですけど、考え方としてはどうなんでしょうか。

泉水 例えれば、日本赤軍の人たちと縁を切るとか、あるいはもう関わらないとか、そういう考えについてはどうでしようか。

泉水 はつきりしたあれはなかつたんですけども、自分なりに考へたことは……もう自分の役目というか、それは終つたというんじゃないかなと。いわゆる義理を果たしたというふうに自分は解釈してました。

——つまり、お世話をなつたから、その義理からメンバーになつたけれども、その義理はもう果たしたと。いつ頃、義理を果たしたといふうな感じになられたんでしょうか。

泉水 はい。

——グループ闘争とか、そういうのに対し

ては、どういうふうにお考へになつてらつしゃつたんでしょうか。

泉水 当初は、別にもしやれつたらどう

た、人間として扱つてもらつたということが、日本赤軍のメンバーになる大きな要素の一つだったということですかね。

泉水 そうです。自分の場合は、全くそれしかないです。

——これが、あなたの陳述書の三六ページに、治療してもらったという恩義がありますというこの中身なんですね。

泉水 はい、そうです。

——そういうあなたの考えであることはよく知つてたわけですね、刑務官の人たちは。

泉水 はい、そうです。

——これ、日本赤軍のメンバーとして、あなたはいわゆる武装闘争とか、実力闘争とか、銃器とか、武器とか、いろんなものを持って行動をするというようなことをやられたことがあつたでしょうか。

泉水 ありません。ただ、訓練という形で銃を持つたりしたことあります。

——そうすると、日本赤軍の中で、どういうふうな仕事、役割を果たしてたんですか、あなたは。

泉水 体自身が、手術した後に治つてから

は、まだメンバーになる前なんですが、いろいろ自分で刑務所の中で印刷の経験が長かったものですから、それに関するパンフレットをつくつたり、機関誌をつくるつてい

う、そういう形の仕事を手伝う形の内容でした。

——それ以降は、どんな仕事、役割を果たしてらつしやつたんですか。

泉水 自分では、はつきり言つて何もできな

いので、知らないし。だから、それ以外は余りやつてしまふんでした。普通にただ一緒に生

活してた人たちも順番で食事をつくつたり、それから買物に行つたりという、そういうこ

と以外は余りしてません。

——フィリピンであなたは拘束されたんですが、拘束されたときは、フィリピンで何をしてらつしやいましたか、簡単で結構ですよ。

泉水 商売つていうか、貿易の仕事をやつてました。

——ビジネスに携わつたのですか。

泉水 はい。

——ところで、現在あなたは日本赤軍のメンバーなんでしょうか。

泉水 いえ、違います。

——それは、いつからメンバーじゃないとうことなんですか。

泉水 日本赤軍は解散しましたし、その時点

で自分としてはメンバーではないという気持ちです。

——記録によると、二〇〇〇年に日本赤軍は解散したとなつてゐるのですが、それはあなたもお聞きになつたんですか。

泉水 はい。

——あなたは日本赤軍のメンバーではない

ところに、あなたに多数の人が面会に見えたわけですが、でもその人たちは松下さんのお本を読んで、そしてあなたに面会に見えたようなんですが、これは日本赤軍で

ある、あるいは日本赤軍のメンバーであつたあなたに会いに来つたんではないんでしょうか。あなた自身は、なぜこの人たちがあなたに会いに来つてゐるというふうに理解されまし

たかね。

泉水 日本赤軍のメンバーであつたということは、当然知つてたと思います。そういう松下さん自身も著書に書かれてるわけですか。うなつたたからとが、日本赤軍のメンバーだつたからとが、メンバーだからっていうあれで、その理由で面会とか支援をするとしていただけるつていうふうに考えては受け取つてはいなかつたです。

——あなたは、どのように受け取つたんでしようか。じゃあ、どうしてその人たちはあなたのために会いに来てくれたり、あるいは支援をしてくれたりといふうにあなたは理解したんですか。

泉水 私自身の理解では、面会があると当然、又は手紙をやり取りをしてる中で、松下さんの本が縁となつて交流が始つたんだと、いうことで考えていくと、やはり自分の松下さんが書かれた本の中にもあつた自分の生き方つていうか、これまで生きてきたそれと何か共感するものがあつて、それで支援してやろうとか、又は援助しようとかいうふうに考えたんじやないかなというふうに自分はそういうふうに解釈しています。

——あの本を読むと、あなたの数奇な運命といふものを感じたり、あるいはあなたが人の

本人尋問裁判所記録——泉水 博

——普通なんですか。
泉水 普通だと思います。
——ところで、その中でハンガーストライキをやつてらつしやるんですよ、あなたが。
泉水 はい。
——拒食ですよね。
泉水 はい。
——これは、今から考えてみて、そのハンガーストライキやるということについては、どういうふうにお考えになつてらつしやいますか。
泉水 今の時点で言えることは、やっぱり手段を間違つてたと思つてます。
——どうして手段が間違つてるというふうにお考えになるんでしょうか。

泉水 当時は、自分としてはそれ以外……の方法としては考えられなかつたので、実際に行動したんですけど、やっぱり司法へ訴えるとか、又は結果的に擁護委員会のほうに訴えたんですけど、それは一番最後の段階で、それはやっぱりそういう方法で手段としてはるべきだつたというふうに思つてます。——ハンガーストライキっていうのは、違つた目で見れば、自分の命を人質にして、自分の要求を相手に認めさせるという一つの実力闘争と言つてもいいんでしようけど、これは

見方によつては、あのハイジャックと同じではありませんか。
泉水 ……
——ハイジャックの場合、他人の命を人質にとる。ハンガーストライキは自分の命を人質にとると。そういうような考え方もありますか。
泉水 ……
——こういう見方に対しても、どうお答えになりますか。
泉水 ……確かにそうだと思ひます。
——じゃあ、違う質問をしますね。あなたは、ハンガーストライキはもうおやりになつてらつしやらないですか。
泉水 やつてません。

——それから、規律違反もそれほどないといふんでしょうか。
泉水 努めて自分のやるべきことというか、自分の目的はそうではないといふうに思つてますから。

——つまり、そういうふうに抵抗するとか、自分の意思を実力で表示するとか、そういうことをやめられた理由は何なんでしょうか。

——どうしてそういうことをされなくなつたんですかね。

泉水 一番大きな理由としたら、自分自身が受けた、また受けている恩は返さなきやいけないと。また、自分自身の生き方を改めなければいけないということに気付いたことだと思います。
——自分の受けた恩、自分自身の生き方を改めなければならない、それはどういうきつかれでそのようにお考えになるようになつたんですか。
泉水 それは、ここでの今まで全く面会とか、人と接触してこなかつた過去と比べて、全く状況が変わつたし、また実際にそういう人たちと接する機会を持てた。また、いろいろ支援をしていただいてるということが一番大きなものといふうに考えています。

——新しい法律になつて、いろんな人と会うことができるようになった。その人たちのありがたみをあなたが分つた。そういう人たちから学ぶこともあつたんですか。

——ええ、当然宗教的なことをあれども、面会に限らず手紙も両方ですけども、そういう面でアドバイスをしてもらつたり、それから自分自身でやはりいろいろ社会のこと全く知らないので、そういう話を聞いて、そこの中いろいろ社会情勢ということではなくて、学習したことも多いと思います。

ために一肌脱ぐといふんでしょうか、千葉の事件でもそうでしようが。今、あなたがおしゃつたそういうハイジャックに応じて日本から出掛けいくということ、そういうふうなあなたの身の処し方といふんでしょうか、そういうものに興味というか、共感を持つて会いに来てくれるということなんでしょうか。

泉水 はい、そうです。

——日本赤軍のメンバーだということではないというふうにあなたは理解してらつしやるのですか。

泉水 ……

——メンバーであるがゆえに会いに来るといふうには理解してないのですか。

泉水 ええ、そなは理解してません。

——ところで、あなたはそういうふうに日本赤軍と距離を置く、あるいは日本赤軍と関係なく自分は生きていくと、あるいは義理を果たしたというようなことは、外部に発表してらつしやるんでしょうか。

泉水 してません。

——あるいは、刑務所の当局の係官の人たちには、そういうことを意思表明されたことがあるんでしょうか。

泉水 まあ、そういう気持ちであることは確かです。

——ところで、あなたの陳述書の一三ページにはこういうこと書いてあるんですね、懲罰を受けたのは五回だと。この岐阜刑務所に移管されてから約二〇年たつんですが、その五回という回数というのは、多いほうなんですか、少ないほうなんでしょうか。

泉水 ……実際として多いのか、少ないかはつきり分かんないんですけど、多い人はもう一〇回も二〇回もやつてるし、少ない人はゼロの人もいるわけですから。

——どうしてそういうことを話したり、公表したりしないんですか。

泉水 ……言う必要がないというふうに、自分で思つてます。

——氣恥ずかしいことなんですか、それは。

——いや、恥ずかしいとかっていうこと。

——自分からメンバーじゃないとか、現在は云々というような、そういう話もまずしない。

——あなたの生き方なんですかね。弁解をしないとか。

泉水 ありません。

——人間の心の持ち方とか、考え方とかいうようなことを学んだということですか。

泉水 はい、そうです。

——先ほどの話だと、自分は出たいと思ったと、社会に出ることによって恩返しをしようと思つた。もう少し具体的にいうと、どういう話なんですか。

泉水 ……具体的に社会に出たいというふうに、恩返しするということ自身が、そういう

自分が社会に出られるような形にならない限りは恩返しはできないというふうに思つてからですね。

——つまり、社会に出て、しっかりと生活で生きるようになると、あなたがそういうふうに変わること、それが恩返しだというふうに考へてらっしゃるんでしょうか。

泉水 はい、そうです。

——千葉の事件がありますね。先ほどの松下さんの本を読んでみると、千葉の事件についても、その裁判に関してあなたは不満を持つてらっしゃったということが書いてあるんですけども、今は千葉の事件についてどういうふうにお考えですか。

泉水 現在は、やっぱり手段を間違つたと思います。

——あなたの陳述書を見ますと、時間をかけ

先鋭な行動というのは、これは孤独のなせるわざだったということなんですか。

泉水 自分では、そういうふうに解釈してます。

——人と会うことによつて、あなたの考え方も、動きも、感情も変わつたということですか。

泉水 変わつたと思つてます。

——今、もう七七ですかね。

泉水 はい。

——来月七八ですね。

泉水 来月で八です。

——何としてでも生きてるうちに社会に出で、信頼される人間として生きていただきたいと

泉水 はい、そう考えています。

——そのために、今あんななつた人と会う必要はあるんでしょうか。

泉水 ……自分の大きな部分です、今。

被 告 代 理 人・大 島

——先ほど、学習会とか、自己批判の会があつて、そこに出席するときに日本赤軍の思想を学んだって、そういう話をされてましたかね。

本人尋問裁判所記録——泉水 博

裁 判 官・松 田

——ええ、目的そのもの、日本赤軍側の考え方としては、そういう少し知つてほしいとか、また勉強してほしいという意向があつたんだと思います。

——学習会と自己批判の会と二つ言い分けてるんですけど、どつちも勉強会ということいいんですか。それとも、それは二つとも別々の何かの会合なんですか。

——別々に連続してやることもあるし、それぞれ別々にやつたこともあるし。

——先ほど、原告代理人の質問に答えて、日本赤軍に対し義理を果たしたと、そういう話しましたよね。

——どうすることをすることで義理を果たしたかという質問に対して、一緒に活動したことと、あと旅券で逮捕されてから赤軍のことを使ひながらたつていう二点をしゃべられたらと思うんですけど、それはそのとおりなんですかね。

——その一緒に活動したつていう一点目の話について、それはじやあどんな活動したことで義理を果たしたという話なんですか。

——今回、その一般面会が不許可になるまで

て別の方法で平和裏に訴えるべきであつたといふふうに書いてあるんですけども、それはあなたの方があなたの身柄引受人ということです、毎月一回ずつ会つていただいてますよ。

泉水 はい。

——この由井神父さん一人が会つていただいているわけですから、もうほかの人と会う必要はないのではないかという考え方もあるんですけど、それについてほかの人とそれでも会いたい、会う意味があるといふうにお考えですか。

泉水 それは、あります。

——それは、どうしてでしようか。もう少し話していただけませんか。由井神父さん以外の人たちにも会いたい、あるいは手紙などで交流したいという気持ちは、どういうところにあるんでしようか。

——人はそれぞれ皆個性も違うし、それぞれの生き方、それぞれの考え方、いろいろな考え方があると思います。そういうことにやはりどういうて、いうか、そういうことに対するすごくやはり自分自身ができるだけ多くして

会えれば、会えること、自分の考え方や知識はもちろん、力を自分自身で吸収できるんじゃないかというふうに考えて。

——つまり、いろんな人と会うことによつて、自分はいろんな人のことを理解するし、いろいろなことを学ぶこともできるし、いろんなことを考えることもできるということなんですかね。

泉水 はい、そうです。

——いわゆるコミュニケーションの大切さと、自分はいろんな人のことを理解するし、四十何年になりますかね、刑務所に収監されたり、会う意味があるといふうにお考えですか。

——先ほども質問ありましたけども、あなたはいわゆる一般の人、弁護士とか、そういう人でない人と会えるようになつてからは何年ですか。

——七、八年になります。

——そうすると、あなたの考え方方が変わっていくのと、いろんな人と会えるようになつたこととは、時期を同じくするんですかね。

泉水 はい、そうです。

——今までの、まあ私から見るとがつたと、いうふうで、いつか、そういうことに対するところまで、まあ私が見るとがつたところまで、いつか、先鋭な考え方、それから

本人尋問裁判所記録——泉水 博

の話なんですかけれども、面会の中でどういう話をしていたかという話なんですかけれども、日本赤軍の話題になることはありましたか。

泉水 ほとんどありません。ただ、戸平君と話すときは、多少出ていたかもしません。てことは、日本赤軍のというより、既に日本赤軍は解散してますから、元メンバーの人たちとか、そういう話が出たかもしないです。よく覚えてないんですけど、それは。そう頻繁じゃないから、よく覚えてないです。

——元メンバーの話も出てきたかもしれないと言つしやいましたけれども、元メンバーの話を聞いて、彼らが今どうなってるのか、そういう話は気になりましたか。

泉水 いや、そういうことよりも、ほとんど既に逮捕されて、現在確定してる人とか、当時はまだ未決だったかもしれないんですけども、そういう人たちの話が出たことはあります。

——先ほど、原告代理人からの質問で、刑務所職員に対して、自分はもう日本赤軍のメンバーではないというふうに明確には言つてないと言つしやいましたね。

泉水 はい。
——刑務所のほうで、日本赤軍との関りと

か、一般的の教育の関係で、そういう話はしないですか。

泉水ええ。最初にそういういわゆる新入教育というのがあるんですけども、その中でそういう調査といふか、務めているうちにいづれまた会つて話、そういう話はあるから、に話が出ただけで。

——出ただけで。

泉水 はい、一切。いわゆる教育という形で何か特別に例えばやくざの人間とか、それから覚せい剤とか、薬を扱つて逮捕された受刑者に対して、そういう教育っていうのは実施されてるんですけども、私に対しては一切。

——泉水さん自身のお話なんですが、現在のこの岐阜の刑務所の処遇に対して、何か不満を持つたりすることはありますか、今まで

す。

泉水 不満はあります。

——面会のときに、刑務所に対する不満とか、そういうふうな話題が出たことはありますか。

泉水 それはあります。

——泉水さんが不満を言って、それを面会に

来た人に聞いてもらうっていう感じですか。泉水ええ、全ての面会の方たちということがなくて、一部の方たちに、そういうわゆる自分でみては愚痴だなというふうに解釈してますけど、そういう機会はありませんでした。

——記録を見ると、舟橋さんとかにはたまにそういう話をしてたみたいなんですけれども。

泉水 はい。よほど親しくないと、やっぱりなかなか出ないものだと思います。

——舟橋さんは、どういう反応をしてはりましたか、その話聞いて。

泉水 いろいろ冗談を言い合えるような関係でしたから、その中で、と同時にそれだけ親身にいろいろ考えてくれば、私のことに対する自然自分が知らないことを聞けば、ひどいことはひどいなあというふうに言うだろう。そういうふうに答えてはいらっしゃいました。

——あなたとしては、愚痴を聞いてもらつたっていう、そういう程度の認識なんですかね。

泉水 実質的に、どうにもそれを何とかしてくれつてもできることがないですか。ただ、不満とか不平っていうよりも、自ら。ただ、不満とか不平っていうよりも、自ら。

——あなたと一緒に活動して、機関誌の作成を手伝つたりだとか、旅券法違反で逮捕された後は日本赤軍のことを話さなかつたとおつしやつてましたね。

泉水 はい。

——そのような行動をしたことについて、今振り返つてみて正しいことをしたと思つてますか。

泉水 自分自身は、正しいというか、自分はそういうふうに……今まで少なくともその時点までは生きてたし。そういう方向で、自分も……当然そうするべきだというふうに考へました。

泉水 はい、それは、今も同じですか。

——これ、何でフィリピンに行かれたんですか。

泉水 それ自身は日本赤軍の一つの当時の活動の方針というか、そういうあれにのつとつて、自分自身がたまたま東南アジア、一通りヨーロッパとかくると回つたんですけど、東南アジア、それからフィリピンとかいうふうに動いていく中で決ましたことです。

——じゃあ、そのビジネスっていうのも、日本赤軍の活動の一環としてやつてたと、そういう理解でいいんですね。

泉水 そうです。

原告代理人・安田好弘

——先ほど、特別面会っていう話が出ましたね。

泉水 同じです。

——三人の方と会うことができてると。

泉水 はい。

——できた、会えたということですけども、これはどういう理由で会えてるんですか。

泉水 いや、一度もありません。

——じゃあ、愚痴だけじゃなくて、一般面会、何度もお会いになつてらつしやたんですね。

——裁判官・平山

けども、その中で一回でも立会いの刑務官からこれはやめなさいとか、話題を変えなさいとかいうような指導を受けたことはありますか。

泉水 ありません。

——事後的にはどうでしょうか。

泉水 何ですか。

——事後。つまり、その面会して居る最中に指導を受けたことがないことは今分りました。面会した後、さつきのあれはよくないとか云々って指導を受けたことはありますか。

泉水 いや、一度もありません。

——何の問題もなく、ずっと会えてこれたし、話すこともできたわけですね。

泉水 はい、そうです。

——手紙などについて、これは書いてはダメだとか、あるいはこういうもんについては書き直せというような指導を受けたことはありますか。

泉水 新法になってからは、一度も……まあ、書き直せということであれることは、二度あつたかもしません。

——それは、そういう指導を受けたら、あなたは従うんですね。

泉水 はい、そうです。

——つまり、指導を受けないと、何を書いてしまね。

泉水 はい、そうです。

——最近、あなたは叱責という処分を受けましたね。

泉水 はい。

——それ、いつのことですか。

泉水 ……去年、ちょっと月は忘れたんですけど、去年一月。

——いや、去年の九月頃。

泉水 九月か、その頃だたと思ひます。

——何がまずい、何がいかんと言われたんですか。不正使用と言われたようですがも。

泉水 当時からいふと、もう九七、八年の頃だった思ひます。そういう社会から送つてくださったパンフレットの封筒、その封筒を半分に切つて、そこの中に自分の手持の切手とか、小物を入れて、それでずっと使ひました。

泉水 辞書のケースが、長い間使つてるものですが、自分で修繕して使つてたんで切手とか、小物を入れて、それでずっと使ひました。

泉水 はい、そうです。

——それが不正使用だと言われたんですか。

泉水 はい、そうです。

——あなたのところでそういうふうに物が古くなつて修理をしなきゃならなくなつたら、どうすればよろしいんですか、そういうことをお願い出ることはできるんですか。

泉水 いや、修理してもらえたかったのですが、一切なかつたですね。

——修理してもらえたかったのですが、一切なかつたのです。

泉水 はい。そういう道具もないし、自分たちは廃棄するより仕方がないから。

——しかし、あなたは修理して使つてたんですね。

泉水 はい、そうです。

——ある日突然、総検つていらんですか、部屋を調べられて、それはいけないと言われた

いいか悪いかは分からぬ場合もあるということがありますか。

泉水 ……

——つまり、指導を何回受けたんじゃなくて、たまに受けたことがあったということなんでしょう。

泉水 はい。

——だとすると、あなたとしては、何がいいか悪いか分らない場合もあるってことですか、書いて。

泉水 それよりも、それを書いて、自分自身が書いた時点では、当然許可になるもんといえます。

——ですから、手紙の場合だと、もう悪い

が書いた時点で、自然許可になるもんといえます。

——うふうに解釈して書いてるわけですか。

——が書いた時点で、自然許可になるもんといえます。

——うふうに解釈して書いてるわけですか。

——だから、手紙の場合だと、もう悪い

ことがあれば、ちゃんと指導してもらえるわけですね、事前に。

泉水 はい。

——それから、相手から手紙が来る場合は、書いて悪いことがあれば、どうなるんですか。

泉水 抹消されて、手紙自身は渡されます。

——つまり、まずいことについては、あなたは読めないんですね。

泉水 はい、そうです。

——事前の検閲によつて、そういうものは全部除去されるということなんでしょうか。

泉水 はい、そうです。

——あなたは、今どういう人なんですか。

泉水 私は聞けません。

——それで、抵抗したりするんですか。

——それから、先ほど裁判官の話で、不満があるということで、不満といふのをおっしゃつたんですけども、これはあなただけが不満を持つてゐるんですかね。

泉水 ……

——この言い方は、ちょっとなかなか分からんと思うんですけど。

泉水 不満そのものは、言うが、言わないが、書いて。

——か、もうあれでもつて……ほとんどといふよ

り全収容者が持つてゐると思います。

泉水 はい。

——しかし、そういう不満を持つても、思

うこと自体を抑えるんじやなくて、不満を持つてもどうしようというふうに考えてらつ

しゃるんですか。

泉水 いわゆる理不尽と思うことを、御無理

書いて悪いことがあれば、どうなるんですか。

泉水 使つたり、時にインデックスを購入して余つてる分をそれをつかうたりというようなことをして。それが総検で見付かって、ほいでその件で取調べになつて。

——つまり、あなたが使つてらつしやつた国語辞典のケースがもうぼろぼろになつたの

で、あなたがシールとか、あるいはインデックスで補強したんですか。

泉水 はい、そうです。

——それが、ある日突然、不正使用だといふことで取調べを受けたんですね。

泉水 はい。当然、総検というのは、数えられないほど行われてゐるんですけども、そもそもケースそのものを修理したとか、そういうのは誰が見ても表からすぐ分るような状態でいつも置いてありますから、そういう機会つていうのは幾らでも今まであつたし、それから自分は懲罰とか、独居拘禁とか、そういうふになつたときには、いつでもやはり私物のものは全部処遇課のほうに提出して、そこで全部総検して、悪いものは没収されるとか、又は時によつて懲罰、取調べの対象にされるかというような、そういう流れがずっとあるわけですから、それで一度も今まで注意もされなかつたし、それで何でつい最近になつて補修したらいかんとか、そういう

あんなことに決まつたからといつても、今までずっとやつてきたことを見逃して、その後にも全く見逃してんじやなくて黙認してんのか、本来やつちやいけないってことなかつていうことがはつきりしてないような状況だつたんです。そういう流れの中で、いきなりこれは懲罰の対象になるというふうに言われて、納得はできなかつたですね。

——つまり、それが不満の一つでもあるわけですか。

泉水 はい。

——しかし、今回それはもう我慢しておられるのですか。

泉水 ええ、もう一切、それ以降は何も言つてません。

——つまり、もう我慢できるようになつてきましたが、あなたが。

泉水 はい。

——あなたの一生懸命直してきた国語辞典のカバーは、結局どうなつちやたんですか。

泉水 それは廃棄されました。

——捨てられちやつたのですか。

泉水 はい。

——それで、あなたとしては、そういうものも我慢してやつていけるような人間に変わつちゃたんですかね。

泉水 はい。

——あなたの一生懸命直してきた国語辞典のカバーは、結局どうなつちやたんですか。

泉水 それは廃棄されました。

——捨てられちやつたのですか。

泉水 はい。

——あなたとしては、そういうものも我慢してやつていけるような人間に変わつちゃたんですかね。

獄窓から 2015.3.11

● 一〇一五年三月一日

ふうさんお便りどうもありがとう。

早速、両先生の報告会の様子を知らせてくくれて済みません。舟橋

さんにも、早々の報告をもつていただきました由、ありがとうございます。さぞいました。何時もながら沢山の皆様にご出席をいただき、本当に嬉しく感激しております。

皆様方のお心入れで、またまた、大きな活力を頂きました。深く感謝いたします。皆様方共々呉々どうぞ、呉々もよろしくお伝え下さい。お願いします。

久しぶりの公判の場への出席でしたが、両先生からの「普段通り」とのアドバイスを頂いていましたから、氣負うこともなく臨んだつもりでしたが、終つてホッとしたといつた思いと、これでもう終りなの? といった思いをもちました。被告代理人からの反対尋問がただ一件丈で、拍子抜けの感で、気が削がれたといつた思いでした。……欲張った思いではなく、自分のその対応の中に不充分さ、もの足らなさがあつたのではないかとの感じをもつたのも正直な気持ちでした。……ふうさんのお便りで、両先生の報告を拝察させていただき、先ずは胸をなでおろしている次第です。……

ところで、翌三月四日(火)から公安のデカ二人と、東京地検の検事(女性)による、アメリカから先月帰国した城崎君に関する私への「参考意見聴取」というのですが、六日までの間で行なわれま

泉水 以前に比べれば、自分自身変わつたと思つてます。

裁判長・唐木

——あなたの陳述書で、日本赤軍の考え方や

活動は時代にそぐわないと考えて、い記載があるんですが、その日本赤軍の日本で武力革命を目指すという考え方が間違つてると、そういう考え方は間違つてるといふうにお考えなんですか。

泉水 はい。

——そこまでは言つてない趣旨で書かれてるんですか。この陳述書に書かれた意味をもう少しちょとお話をいただければと思うんですけど。

泉水 現在は、そういう間違つてると。間違つてるとお考えなんですか。

泉水 はい。

——あなたのお話を聞いてみると、義理があつたけど、義理を果たしたというふうに言つてるんですけど、仮定の質問で申し訳ないですが、仮にまだ日本赤軍的な活動をし

——それは、どういう理由からですか。

泉水 一つは、日本赤軍のメンバーではないということ。それから、今までそういうことは口にしなかつたんですけど。それ

と、自分自身は義理を果たしたというふうに思つてるからということがはつきり言えると

う思います。

泉水 はい。

——あなたのお話を聞いてみると、義理があつたけど、義理を果たしたというふうに言つてるんですけど、仮定の質問で申し訳ないですが、仮にまだ日本赤軍的な活動をし

——それは、どういう理由からですか。

泉水 一つは、日本赤軍のメンバーではない

に対する義理をあなたは果たしてないと、だから何らかの協力をしてくれと相手から言わされたときには、この次そういう機会があった場合に、あなたはどんなふうに自分で対応すると思われますか。

——あなたは義理を果たしたと思つてるけど、相手はまだまだ、もっと恩があるよと、もっと返してくれと言われたら、あなたはどう答えられますか。

泉水 はい。

——あなたがいて、あなたに對してまだ日本赤軍

に対する義理をあなたは果たしてないと、だから何らかの協力をしてくれと相手から言わされたときには、この次そういう機会があった場合に、あなたはどんなふうに自分で対応すると思われますか。

——あなたは義理を果たしたと思つてるけど、相手はまだまだ、もっと恩があるよと、

もう返してくれと言われたら、あなたはどう答えられますか。

泉水 はい。

——あなたがいて、あなたに對してまだ日本赤軍

に対する義理をあなたは果たしてないと、だから何らかの協力をしてくれと相手から言わされたときには、この次そういう機会があった場合に、あなたはどんなふうに自分で対応すると思われますか。

—一〇一五年三月二十四日（火）
この日は、「いま手紙に書いてるんですけど……」と、始まって、時間いっぱい「起算日」の話。泉水さん、いま、『起算日』のことで頭いっぱい。

もう四年まえになるか、面会に行き始めた頃、泉水さんの口からはいつも「順変」という言葉が出て来た。
初めて聞く言葉やったから耳に残つたけど、「順変」ということが、泉水さんにとってどんなに重大な問題であるか——ということが分かるまでには、ずいぶん、何年もかかった。

『起算日』という言葉も、この頃から聞いてはいたんやけど。

「起算日」とは、刑が確定した日のこと。泉水さんの無期刑が確定したのは、一九六一年五月九日。

懲役一〇年とか二〇年とかやつたら、『起算日』から数えて、あと何日務めれば外いで

られる……と勘定することができるけど、無期は何年務めれば仮釈放になるかはなはだ不確定にして不明瞭この上ないからたまないとで頭いっぱい。

しかし、更生保護法35条1項には、

「仮釈放の申し出がない場合であっても、地方委員会は、無期受刑者について、刑の執行が開始された日から30年が経過したときは、その経過した日から起算して1年以内に、法第35条第1項に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする。」

——とあるんや。

泉水さんはすでに、起算日から四二年経過している。あきらかに違憲やんか。

どうしてこんなことがまかりとおっているのか——

「超法規的措置」で「釈放」されて一〇年八ヶ月。フィリピン警察に逮捕され、強制送還の飛行機内で日本の警察に渡され逮捕され

たのが一九八八年六月八日。

検察庁に収監されたのが二日後の一〇日で、その日が新たに起算日とされたんや。

「超法規的措置」で「釈放」されてた一〇年八ヶ月は「通刑」とみなし、すでに務めた一四年はパ一。またゼロから勘定せえいんや。

江戸時代じやあるまいし、現在の「刑法」に「通刑」なんてどこにもない。しかし、國家ならぬ放置国家とはいえ、法を犯してるのは國・被告であり、断じて泉水さんやない。

泉水のことでも日本各地に存在する米軍基地をみたってよくわかるけど、これは憲法より日米地位協定の方が上位にあるからで、いまだこの国は米国の隸属状態のままの法治國家ならぬ放置国家とはいえ、法を犯してるのは國・被告であり、断じて泉水さんやない。

沖縄のことでも日本各地に存在する米軍基地をみたってよくわかるけど、これは憲法より日米地位協定の方が上位にあるからで、いまだこの国は米国の隸属状態のままの法治國家ならぬ放置国家とはいえ、法を犯してるのは國・被告であり、断じて泉水さんやない。

泉水さんと、ふうさんと、その友人諸氏に、「頑張ってください」とか「ともに頑張りましょう」というエールを送ればよい。手慣れたやり方で。

本当はそこに弁護士の方々を加えて言うべきかもしれないが、とりあえずは、狭い意味の「市民運動」の仲間に限定して、「別個に起つて、ともに撃とう」などという、昔懐かしい呼びかけをすることでオシマイにできることなら、そうしたい。

ところが、私の関わる「市民運動」は、そ

書きにくかつたけれど、無理に書いた「返事」

吉田智弥

ふうさん、「泉水国賠つうしん」に対して返事を書くのは難しいよ。

例えば、泉水さんご本人の「獄窓から」の文章を読んで、何をどう言えよいか。言葉が出てこない。とりわけ、一〇月二九日の「懲罰審査会」からの「言渡し」などを読むと、それが自分の目の前で、手の届くところで行われていれば、「ふざけるな」と、抗議するより先に殴りかかりとなる。「普通の」感覚をもつた人間なら、一〇〇人のうち一〇〇人がそうした衝動にかられるだろう。誰よりも泉水さん自身が、心の内側で必死にそうした思いを抑えている。「暴力が愚であります」とも解っています。間違つても自棄を起こすことは絶対にありません」という。そのように「冷静」に対応できることが信じられない。どれほど打たれ続けたら、そんなに「打たれ強く」なれるのか。

現に、今この時代に、この日本の国内で、そうした遭遇、そうした体験を強いられている人がある。その人に対して、傍観してきた私に何が言えるのか。その無法や理不尽さにいくら歯軋りしても、かける言葉が見つから

ない。

二つめは、その泉水さんが「私は、風さん達の面会、お便りが一番の楽しみです」と書いている。このふうさんの「活動」（の姿勢と持続力）に、私はやはり言葉が出てこない。

どう言えばよいか。仮に私が「犬山」に住んでいたとしても、先行きの見えない裁判に関わって、「特異な」獄中者を支援する活動を続けられるかどうか。仮に半年後に「結果」が見える、ということが解っているのであれば、多少の無理をしてでも裁判所や刑務所に通うことは、私にもできるかも知れない。そうした意地がはれる程度には、私も「闘い」の場数を踏んできた、という自負もある。

が、「泉水」さんに関わる一連の「支援」は、国が「謝罪」して、「国家賠償に応じる」という判決が出るまで続く。しかし「常識的に」考えて、この国の司法がそのように筋の通った判断をする可能性は、限りなくゼロに近いのではないか。それこそ針の穴をラクダが通るより難しいよう思ってしまう。

本当はそこに弁護士の方々を加えて言うべきかもしれないが、とりあえずは、狭い意味の「市民運動」の仲間に限定して、「別個に起つて、ともに撃とう」などという、昔懐かしい呼びかけをすることでオシマイにできることなら、そうしたい。

ところが、私の関わる「市民運動」は、そ

——水田ふう　——

れが「大きな」意味があると、自分なりに位置づけてはいるものの、「泉水国賠」の闘いに比べてあまりに「平和」すぎる。いや、「平和」的であることが悪いわけではない。が、あまりに日常の社会秩序と折り合いをつけることに気を使いすぎて、本来の闘いに求められているラディカリズムの精神から離れてきている。だから喜びや充実感を得ることも少なかつた。

結論から言えば、私がいま関わっている幾つかの「市民運動」は、その中身において『国家』と切り結んでいるとはいえない。その点での氣後れがあるので、「泉水国賠つうしん」に返事が書きにくいのである。

それは刑務所のウチかソトかという問題ではない。それは法廷のウチかソトかという問題でもない。直接、間接に、刑務所や裁判所の内外と呼応した「闘い」の経験なら私にもないことはない。が、そんなことはまるで

異なるのだ。

ここで言うのは、「つうしん」5号で、ふうさんが市役所を訪ねて「あの、市長さんにお会いしたいのですが」と「面会記」に書く、その活動スタイルにおける自然体のラディカリズムと、私があまりに無縁に過ぎてしまったことへの羞恥と重なる。

その部分を読んで、もし私がふうさんとカラダを入れ替わっていたら、どのように振る舞うかを考えてみた。が、たとえ逆立ちしても、「市長さんにお会いしたいのですが」の台詞は思いつかないのではないか。そういうあまりに「常識的な」感覚と、自分が日常的にかかわる活動が、全体として既成の秩序の範囲内で、それと折り合いをつけ続けてきたことが繋がる。「泉水国賠つうしん」を読んで、そのことに気づかされたから、返事が書けなかった。

つい最近、『日本靈性論』という本を読ん

ちよつこちがうんやけ

智弥さんお手紙ありがとうございました。

「わたしにも感想かいてよ」なんて気楽に頼んだもんやから……えらく困らせたみたい

——水田ふう

ど、こんなふうに云われたら、困ってしまうがな。

……ふうさんの「活動」（の姿勢と持続力）『国家』と切り結んで……自然体のラディカリズム——この「自然体のラディカリズム」いう言葉は気に入ったけど、わたしやそれほどのもんやないで。ボツにしようかとなる一日悩んで……ちよつと誤解があるから、そういうとかなと思つて「返信」です。

「二つめ」のと。ここはわたしも智弥さんと同じです。

七五年のこと。山谷で知り合った鈴木さんが大阪拘置所で亡くなつた。看守による暴行が原因やつた。それで監獄の問題を考えるようになつた。自分に出来ることはと考えて「たんぽぽ図書館」を仲間七人とやりだしたんやけど、ひとりひとりの獄中者とは直接かかわらんようにしたんや。新聞の発行と図書の貸し出しだけという限定的なもんやつた。期間も「三年は続けます。その後は一年ごとに相談して更新します」いうことを、はじめにことわって。結局六年間でおしまいに。

死刑の判決が確定してた帝銀事件の平沢さんを救援していた人の本を読んだんや。平沢さんが死刑になる夢をしょつちゅう見るといふ。そのたび汗びっしょりになつて、夜中に

ガバッと飛び起きるといふんや。

その人はもう平沢さんと運命を共にしてはるんやな。それ読んで、とてもやないけど、わたしそんなことようせんと思つたんや。その頃（いまも）獄中者への救援いうたら、まづ個人救援。面会や手紙で、直接的な関係を持つ重要性がいわれてたから、「たんぽぽ図書館」は、それを「せん」いうんやから、非難もあつた。非難はあつたけど、「ようせんもんなあ」と「せん」主義をとおした。

そやから泉水さんのときも、さそわれて集りに行くようになつたけど、「面会はしません」とはじめにことわつてのかかわりやつた。それがいまのようになつたんは、それになつて裁判もするようになつたんは、それはもう成行きや。

月に一度の「面会」でも、だんだんざつぱらんにはなせるようになるし、親しくなるやんか。泉水さんは言いたい事がいっぱいあつた。

やっぱり、面会してみんとわからんことあ

るんやな。そりやあびっくりするようなことあ

るんやな。だらけやもん監獄は、なにしろ「監獄法」が

「改正」になつて後、かえつて今のほうが悪

なつてるくらいやから……。戦前の牢屋で

は猫も飼えただけど、今の監獄には「情」も

でいたら、その著者の一人である内田樹さんが、韓国のある書店の社長と出会つて、そのたずまいに圧倒されたという話を書いていた。七三歳というものは私の年齢である。私の中に幾らかでもそれに通ずる矜持はあるだろうか。果たして間に合うのかどうか。それを自分の内側に養つていくためにも、いささか安直ではあるけれど、何はどうぞ、催促されていた「返事」を書こう、と思つて書いた手紙です。これは。

この部分を読んだ時に、とつさに頭に浮かんだのが「泉水国賠つうしん」の中身であつた。七三歳というものは私の年齢である。私の中に幾らかでもそれに通ずる矜持はあるだろうか。果たして間に合うのかどうか。それを自分の内側に養つていくためにも、いささか安直ではあるけれど、何はどうぞ、催促されていた「返事」を書こう、と思つて書いた手紙です。これは。

この部分を読んだ時に、とつさに頭に浮かんだのが「泉水国賠つうしん」の中身である。七三歳というものは私の年齢である。私の中に幾らかでもそれに通ずる矜持はあるだろうか。果たして間に合うのかどうか。それを自分の内側に養つていくためにも、いささか安直ではあるけれど、何はどうぞ、催促されていた「返事」を書こう、と思つて書いた手紙です。これは。

この部分を読んだ時に、とつさに頭に浮かんだのが「泉水国賠つうしん」の中身である。七三歳というものは私の年齢である。私の中に幾らかでもそれに通ずる矜持はあるだろうか。果たして間に合うのかどうか。それを自分の内側に養つていくためにも、いささか安直ではあるけれど、何はどうぞ、催促されていた「返事」を書こう、と思つて書いた手紙です。これは。

この部分を読んだ時に、とつさに頭に浮かんだのが「泉水国賠つうしん」の中身である。七三歳というものは私の年齢である。私の中に幾らかでもそれに通ずる矜持はあるだろうか。果たして間に合うのかどうか。それを自分の内側に養つていくためにも、いささか安直ではあるけれど、何はどうぞ、催促されていた「返事」を書こう、と思つて書いた手紙です。これは。

泉水博さんの

獄中獄外交通権回復のための
国家賠償請求共同訴訟

【第十六回口頭弁論】

日時——二〇一五年五月二十五日(月)十四時～十六時

場所——岐阜地方裁判所三〇四号法廷

▲告▼

次回期日——

5月25日(月)の口頭弁論では、
戸平和夫さん、舟橋寛延さんが出廷。
本人尋問が行なわれます。
ぜひ、傍聴に来てください。

カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

【編集後記】編集の都合で、1頁減らすか3頁増やすか迫られて……後記が
こぼれてしまた。とにかく、5月25日(月)公判を満席にしたい思いで、
大いそぎで作りました。傍聴人の数は、裁判官の心証に、かならず影響し
ます。結審は、8月6日(木)。宜しく宜しくお願い申しあげます。風

泉水国賠つうしん n-ro 6

発行日 2015年5月9日

発行者 水田ふう

連絡先 〒484-0085

愛知県犬山市鶴飼町666

